

一般質問
田中かずとも
(新星橋原)

成年後見制度
(市町村長による法定後見開始の申立ての現況)

問 日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行している。高齢者が増え、様々な要因で生活に困る人が増える」と予想される中、本市は、どのような体制で高齢者対策をするつもりか。地域包括ケアシステムの構築という命題に取り組んでいる中、実際に、どこが、こういった対応をしているのか。

答 2025年には、本市の75歳以上の方は現在より約6千人増加すると予想している。地域包括ケアシステムを構築し、きめ細かな対応ができるよう10月から地域包括支援センターのランチ「街の介護相談室」を、小・中学校区ごとに再編配置した。地域からのSOSなど様々な相談も受け付けている。問題を抱えた高齢者がいるなどの相談があった場合、これまでは地域包括支援センターが一手に対応

していたが、10月からは当該小学校区担当のランチが対応している。対応の難しい処遇困難ケース等には、必要に応じて多職種の方に参加してもらいケア会議を開催し対応策の協議を行っている。小学校区で対応できないケースは、中学校区単位で、それでも結論が出ない場合は、市あるいは地域包括支援センターレベルで検討対応をする。

問 処遇の困難なケースとは、具体的にはどういうケースをいうのか。

答 独居の認知症等の方で、本人の意思確認ができず、財産や権利の保全ができないケースで、民生委員からの相談により対処する場合が多い。次に、放置された認知症等の方で、家族から支援を受けられず生活に困る場合であり、最近増えている。次に、DVの老夫婦で、介護を受ける方が高い介護度から意思疎通に欠け、不満を伝えられず拒否や怒り、結果、介護者が手を上げてしまうが、本人はDVとは認めないケースである。また、寝たきりの親と社会性に乏しい子どもの世帯で、親の年金と低収入だけが課税

対象となり施設入所できないケースである。処遇困難ケースは様々な理由があり、対処方法に苦慮している。

問 認知症の高齢者の方が悪質な業者から何度も詐欺事件に遭うという相談等を受けることがある。当事者の方の権利の確保という点において、市はどのような方策をとっているのか。

答 権利の確保として、権利擁護事業と成年後見人制度利用支援事業がある。権利擁護事業は、県社会福祉協議会が実施主体の事業で、当該本人もしくは後見人との契約で、県社協と市社協との三者契約により、市社協が日常的な金銭の管理を行うものである。身動きの困難な人の年金に子どもなどが手をつけて生活ができないような場合、本人もしくは後見人と社協が契約して通帳等を預かり、生活に必要な出金を行うことで生活の手助けを図るものである。一方、成年後見人制度利用支援事業は、利用者の意思表示がままならない場合、後見人として支援する方が関係者にならない場合、本人にかわって市長が裁判所に申し立てを行い、

成年後見人等を選任してもらうもので、手続には時間を要する。財産があれば後見人の弁護士などに支払う報酬も財産の中から支払われるが、財産がない方には、後見人の報酬を公費で賄う。この他に、法人後見人や市民後見人という制度もあるが、実施には至っていない。今後、勉強会を開催し協議をしていく。

問 社協が契約して財産管理をする権利擁護制度と、市長による法定後見開始の申し立て制度の現在の利用状況は。

答 権利擁護契約の継続件数は、11月末で42件ある。平成25年度12件、26年度14件、27年度11件である。成年後見人市長申し立て制度の利用件数は、平成25年度3件、26年度2件、27年度2件である。後見人の報酬の支払は、26年度1件、27年度1件で、申し立て費用の支払いは、26年度の2件である。

問 権利擁護契約は、継続件数が意外に多いという印象を受ける。1人の後見人が担当できる数は3〜4人と言われているが、今後、市民後見人の育成等も必要になるかと思うが、成年後見市長申し立て制

度の方は、利用件数は少ない。認知症の高齢者が増加している状況の中、全国の自治体全体では年間5千件程度の申し立てがあり、5年間で2倍に増えており、本市でも増える」と推察するが、この市長申し立てに関しては、老人福祉法第32条において、「福祉を図るため特に必要があると認めるとき」という要件が設けられており、少し曖昧な要件になっている。具体的に、どのような基準によって市として対処しているのか。

答 申し立ての要件は、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいう。こうした状況にある方に、介護保険サービスや高齢者福祉サービスの利用付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合、審判の請求を行うか否かを検討するものと考えられるが、ケースごとに事情が違うため、明確な基準は市として持つていない。法において融通のきく条文となっているが、これは現場の柔軟な対応